全起勞協 龙头切

2009 年

2月28日

No. 71

全国法律関連労組連絡協議会

東京都千代田区鍛冶町2-9-1 協和ビル4階 法律会計特許一般労組気付(〒101-0044) TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281 ホームページ http://www.hou-kan.com/

目 次

2009年要求アンケート対話運動

未組織の仲間の要求と言を力に

全法労協は、昨年末から、全国の法律・司法関連業種に働く仲間に呼びかけて、2009 年要求アンケート対話運動を取り組んでいます。昨年は過去最高の1,816名の

回答が寄せられましたが、今年はそれをさらに上回る成果をかちとろうと各地で旺盛な取り組みが展開されています。

神奈川・法律合同分会のアンケート取組みについて

私たち法律合同分会では、組合員がいくつかの専門部に分かれ、色々な活動をしています。

その中の「組織調査部」という部で毎年アンケート調査・データのまとめを行っています。 基本は、直接の訪問でアンケートを依頼しておりますが、どうしても訪問出来ない先には、 郵送でお願いし、また返送して頂く方法をとっています。

アンケート依頼の訪問では、どういう風にお願いしたら良いのかなど、初めて訪問する 人にもわかりやすい「アンケート活動マニュアル」を活用し、対応しています。

又、統一行動を4回ほど実施し、組合員がお昼休みに集合し、一斉にアンケートのお願い・ 回収を行います。こちらもやはり慣れない人は、ベテランの組合員とペアにし、2名体制 で訪問するようにしています。

訪問先では、事務所の移転があったり、また逆に新しい事務所が開設されていたりと様々なことがありますが、そちらも随時出来る限りメモしてくるようにし、訪問先リストの変更へ役立てるようにしています。リストの変更・見直し作業はなかなか大変なのですが、そちらもアンケート回収率をアップする為に、今後の課題にあげています。

昨年 2008 年度のアンケートでは、法律合同分会 40 周年ということもあり、記念の独自項目を設け、アンケートにいどみました。その結果 227 名の皆様にご協力をいただくことができました。2009 年度は、回収 260 部を目標に掲げ只今奮闘中です。

専門部内の人だけでなく、組合員全員の協力も不可欠なアンケート調査ですが、 今後も働きやすい、より良い職場環境を作り上げていく為にも、この活動を頑張って続け て行きたいと思います。

【全労連·全国一般神奈川地本·法律合同分会 組織調査部 須貝 典子】

2009年アンケート対話運動――-福法労

福法労では、昨年の12月にアンケートの担当者会議を開き、2009年のアンケート運動をどのように進めるか検討しました。①アンケートに、実態調査に関する質問を追加し、福法労独自に集計すること②昨年より、少しでも良いので、回答を呼びかける範囲を広げること③法律事務所以外の業種にも、昨年と同じく取組みをおこなうこと④アンケートの回答数を昨年より1割増しにすることなどを確認しました。分会が各地域を担当し、1月から実際にアンケート運動を開始しています。

法律事務所の事務員さんへのアンケート配布は、弁護士会のレターケースを通じておこない、各法律事務所へ電話をかけたり、訪問や直接手渡しする方法で回答を呼びかけています。未組織の地域へは、各事務所に直接アンケートを郵送して配付しました。

県内の司法書士事務所、弁護士会、法テラス、公証役場、執行官室にも郵送や直接持参できるところは訪問して呼びかけています。すでに、司法書士事務所、公認会計士事務所、弁護士会から回答があっています。

福岡では、毎年独自にアンケートの集計をおこない、事務員さんへの集計結果配布や、 弁護士会との懇談会の資料として活用しています。今年もアンケートの要求を実現するた めの活動を取り組んでいきます。

【福岡法律関連労働組合 矢部 雄久】

2009 春闘 勇気を出して要求提出しよう!

法律会計特許一般労組

法律会計特許一般労組は 2 月 14 日, 2009 年春闘方針を確立する代議員会を開催しました。当日は組織化や専門部の活動など多彩な発言がありましたが、紙面の都合上、春闘関係の発言をご紹介します。

◆蒲田分会・H代議員

議案の「充分な支払い能力があるにも拘わらず払わない」という下りはまさにうちの事務所の話だ。組合員の声や論点を要求書に付しても、経営側は一切そのことに関して議論しない。まったく不誠実な対応。経営側にキチンとした議論をさせたい、そのためにも春闘をがんばりたい。

◆大宮分会・T代議員

昨年6名の増員をかちとりました。貸金業法改正の運動に携わった頃から仕事が増え始めた。主な業務は債務整理案件の処理。仕事がとても多く過労死しそうなくらい残業もしている。パートを10名入れたがそれだけでは仕事は対応しきれない。多少の改善はあったが「仕事の効率化」では改善にも限界がある。一人あたりの仕事量を減らしていかないといけない。08春闘では2名の増員を要求し、実現した。それでも仕事が減らずにさらに増員を要求した。

仕事量の一覧表や事務所の将来にわたっての提案なども含めた業務の改善案をつくって話し合いを進めた。結果さらに 4名の増員をかちとった。依頼者に対するサービスを第一に考えて協働して発展したいという提案が理解されたのだと思っている。今後も事務所の役割を話し合って頑張っていきたい。

◆文京台東分会·M代議員

年末一時金の闘いが今も続いている。4ヶ月の統一要求に対して2ヶ月の回答。何度再要求しても2ヶ月の回答が変わらない。例年3ヶ月支給があった1ヶ月分減るということは、 年収で見れば何年前の賃金に戻るのか。

生活実態も示し、3ヶ月の必要性を訴えている。今月下旬に団体交渉をやる。3ヶ月をか ちとりたいし、続けて春闘も頑張る。

◆神田分会 · W代議員

2月5日に春闘の議論をした。日頃我慢していることを出しあってみた。お昼は外食を減らしてお弁当。洋服を買わないようにしたり、友達と飲みに行く回数を減らしている。旅行を減らしている。一時金が減らされているのでやりくりがすごく大変になってきた。

昨年、モデル賃金で要求したら、「冗談言うな」とか「これでは大変だから別の道を考えて」などひどい対応だった。退職金も減らされている。賃上げに加え、介護休暇や育児休暇もつくっていきたい。

◆神田分会・Ⅰ代議員

モデル賃金での要求は今年で3回目。さすがに一昨年は抵抗もありましたが・・・。自分たちの仕事にはそれだけもらえる資格がある、そういう仕事をしているんだとがんばって交渉した。一昨年は7%、昨年は6%アップ。当初はモデル賃金と8万円の差があったが今は5万円まで縮まった。住宅ローンは削れないし、趣味や交際費を削らなくていいようにモデル賃金は必要。世間は不況ムードが蔓延しているが、仕事が減っているわけではない。世の中のムードに流されることなく今年もがんばっていきたい。

◆旬報分会・F代議員

昨年の闘いから自分たちの要求がわかってきた。同じ業種で同じ程度の仕事をする事務所 と同じ賃金を。今年はモデル賃金のとの差額の半分、2010年からモデル賃金額の賃金規定を 導入する、子の看護休暇の創設を要求していく。

保育園は3歳までは毎月5万円。月1回夫婦で観劇をしていたが今はそれも控えている。 厳しい闘いになると思うが、がんばっていきたい。

◆第一経営分会・M代議員

退職金交渉が続いていた。給付については保障された。自己都合の減額率を改善できた。 経営側から給料体系の改定が提案されている。経営側は給料体系改訂PTをつくっている。 組合としてPT参加を要請された。本来は参加することではないかもしれないがオブザーバ として参加している。今年は成案が出されなかったので従来通り全員からアンケートを採って要求をつくる。

中小企業を巡る情勢は大変厳しい。中小企業の倒産はそのまま客の減少になるので心配だ。

◆立川分会・K代議員

分会で3回ほど学習会を行った。それを踏まえてSA事務所で要求を議論。今のままでは、若手・中途採用者が上に追いつかない。そちらを何とかしようと「定昇+定額」という要求をした。介護休暇も決まった。

SU事務所では新卒者を 20 万円以下では雇わないことになった。自立した生活をするために最低でも必要と要求した。中途採用者については社会経験 1 年につき 1 万円プラスを要求したい。

◆八王子分会・K代議員

年越し派遣村の人たちとの比較を言われた。2月はじめに予算総会が行われた。ここにあ わせて、賃上げ・育児時間の有休化・人員2名増・有給休暇の繰越を要求した。2名の増員 は決まった。

新人が組合に加入してくれた。組合費の意義とか使い道とかが説明できるパンフのようなものはつくってもらえないだろうか。

日弁連・法律事務職員全国ライブ研修の講師を務めて

東海地域法律関連労組 堀切 幸寛

昨年12月16日,日弁連クレオにて,法律事務職員全国ライブ研修が行われました。この研修は,全国の弁護士会にライブで配信され,同時に受講出来るもので,事務職員向けに行われた同研修としては3回目の開催となります。

第1回は「民事事件と事務職員の業務」、第2回は「刑事事件と事務職員の業務」が行われましたが、今回の第3回は初心者を対象とした「相続事件における事務職員の業務」と題して行われました。講師は愛知県弁護士会所属の夏目武志先生と、事務職員として私が務めました。前2回と異なり、「初心者対象」ということで、基本的な知識を押さえることを元に、実際の戸籍の見方をわかりやすく解説することを目指しました。

さて、すでに昨年来から日弁連では事務職員能力認定制度をスタートさせ、現在全8回の講義が行われている最中です。この制度は、私たち事務職員の職の確立という面からもたいへん重要な制度で、最後の試験はともかく、研修を通じて得られる経験、知識による仕事への影響は計り知れないものがあると確信しています。

一方,受講者が経験2年以上という制限があるため,法律事務所に勤務したての事務職員のための研修の開催も強く望まれています。

私の地元である愛知県弁護士会や当地の事務員団体のさんがつ会での研修会の講師を何度も行っていますが、特に経験の浅い事務職員対象の研修ではいろいろと気を遣っているつもりでも、ついつい難しい言葉を当たり前のように使ってしまっていたりします。またサービス精神旺盛なためか、あれもこれもしゃべりすぎてしまって、却って混乱させてしまったりすることもあります。

そのため、打合せでは、パワーポイントを利用した講義をしてみようということになりましたが、これが結構使えるツールであることを実感しました。作成には面倒がかかりますが、いろいろと効果的な演出もできるため、図やアニメーションを使った説明は視覚効果も手伝って理解しやすいものとなります。

講義手法はまだまだ検討の余地は残りますが、単に研修制度が確立され、それを受ける機会を誰でも得られるようになったという現状で良しとするのではなく、その研修を提供する側の技量も問われることになります。そのためにも有限責任中間法人法律事務職員全国研修センターでは活動の一環として、講師の養成も予定しています。

個人的には、講師をすることによって、あらためて発見することや新しい知識、そして逆に分からないこともたくさん出てきます。このことによって、自分自身の経験の幅も拡がることがたいへん楽しかったりします。その意味で、みなさんのおかげで大変貴重な経験をさせてもらったことに御礼を申し上げます。